

～高尾・陣場ビジョン～（素案）概要

第 1 章 管理運営計画の経緯と区分

1－1 管理運営計画作成の経緯

高尾エリアにおいては、昭和 40 年代に公園計画の策定がされて以来数度の公園計画の変更、また近年の公園利用を巡る環境変化や「東京の自然公園ビジョン」策定を踏まえ、管理運営計画を作成

1－2 管理運営計画の区分

「明治の森高尾国定公園」と「都立高尾陣場自然公園」の 2 つの自然公園を対象

第 2 章 高尾・陣場地区自然公園

2－1 概要

- ・標高 599m の高尾山を主体とし、高尾山周辺から小仏城山を経て陣馬山一帯の山稜、及び八王子城山等の低山岳地域を包含
- ・スギ・ヒノキ等の人工林のほか、モミ、カシ、ブナの天然林、モミ、アカマツ、ブナ等を主とする針広混交林
- ・利用者の増加とともに、利用形態や利用者層が多様化
- ・東西 12 km、南北 10 km
- ・国定エリア
第 1 種特別地域 144ha、第 2 種特別地域 49ha、第 3 種特別地域 577ha の合計 770ha
- ・都立エリア
第 1 種特別地域 23ha、第 2 種特別地域 20ha、第 3 種特別地域 1, 255ha、普通地域 3, 105ha の合計 4, 403ha

2－2 管理運営方針

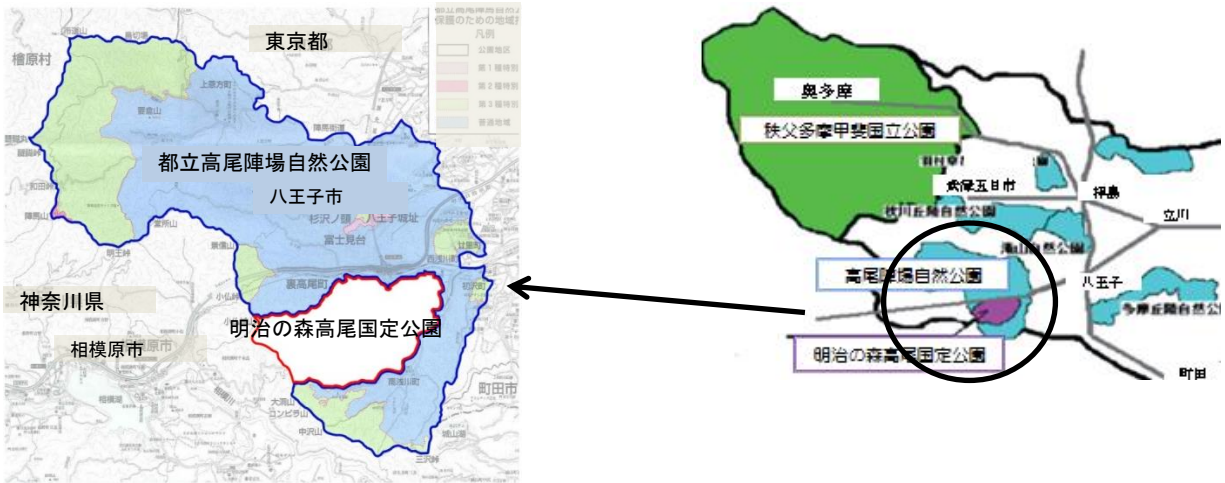
全域が特別地域である国定公園をコアエリア、普通地域を中心とした都立自然公園をバッファエリアと考え、次の 3 つを本地区のビジョンとし、ビジョン実現のため関係者が取組むべき 4 つの管理運営方針を定める。

（1）3 つのビジョン（目指すべき姿）：

- ① 高尾地区自然公園管理運営協議会の連携により、豊かな自然環境が保全されている。
- ② 高尾山薬王院有喜寺や八王子城跡等の歴史的・文化的な風致・景観が保全されている。
- ③ 国籍を問わず、子供から高齢者まで幅広い層の方々の快適で安全な利用が進んでいる。高尾地区自然公園管理運営協議会の連携により、自然環境保全に関する情報発信・普及啓発や環境学習の拠点となっている。

（2）4 つの管理運営方針

- ①豊かな自然環境の保全、②歴史的・文化的風致景観の保全、
- ③快適かつ適正な利用の推進、④自然保護の普及啓発と環境学習の推進



左図 明治の森高尾国定公園（赤線）及び都立高尾陣馬自然公園（青線）

2－3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

自然環境、人文資源等に係る保全対象、保全方針、保全に関する施策を定める。
風致景観の保全、美化修景の推進、森林管理、植生の復元等を推進

2－4 適正な公園利用の推進に関する事項

- ・利用の特性、地域の生活との密着度、歴史的な価値や景観の視点から 4 つのエリアに分類する。
Ⅰ自然歴史文化コアエリア、Ⅱ歴史文化コアエリア、
Ⅲアプローチエリア、Ⅳ山林エリア
- ・利用エリア毎に利用方針、維持管理及び整備方針を定め、利用の誘導や施設整備等を推進

2－5 公園事業及び行為許可等の取り扱いに関する事項

一般事業を対象とした許認可届出取扱方針、公園事業を対象とした公園事業取扱方針を策定（具体的には、建築物・工作物の外部意匠や色彩等を規定）

2－6 策定の経過

高尾・陣場の自然公園利用ルール

協議会での議論を踏まえ、既存の「高尾山利用ルール」（H19）を多摩地域全域に適用している「東京都自然公園利用ルール」（H27）と統合し、更にドローン使用、公共交通機関利用に係る注意事項を盛り込み 18 項目に整理

☆その他

本管理運営計画は、公園計画の変更、社会状況の変化等、必要に応じて改訂